受援計画に関する国内の取組み事例

1 受援計画に係る取組みの背景

表 1 受援計画に係る取組みの背景

法律等	衣 1 交抜計画に係る取組みの育京 受援に関する記載等
災害対策基本法	○従来、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援について、i)被
人 日 八 水 本 不 伝	災した市町村の長が、他の市町村の長に対して災害応急対策についての
	応援を求めること、ii)被災した都道府県の知事が他の都道府県の知事
	に対して消防、救助等の応急措置についての応援を求めることができる
	とされていた。
	○また、都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村長に対して、 i)
	応急措置の実施について指示すること、ii)他の市町村長を応援すべき
	ことを指示することができることとされていた。
防災基本計画	○国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関
(平成 20 年 2 月)	係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化し
(1/3/2 20 2/1)	ておくこととされていた。
防災基本計画の修	○相互応援協定に関して、地方公共団体の相互応援協定について、同時被
正 (平成 23 年 12	災防止の観点から遠方に所在する地方公共団体との締結も検討すること
月)	が追加され、また、24 年9月の同計画の修正において、被災時に周辺市
	町村が後方支援を担える体制となるよう相互応援協定を締結し、それぞ
	れにおいて後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を行うことが
	追加された。
	○応援計画・ <u>受援計画の策定</u> に関しては、地方公共団体及び防災関係機関
	に対して、 <u>防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれ</u>
	ぞれ位置付けるよう努めることとされ、i) 応援先・受援先の指定、ii)
	応援・受援に関する連絡・要請の手順、iii) 災害対策本部との役割分担・
	連絡調整体制、iv)応援機関の活動拠点、v)応援要員の集合・配置体
	制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えることが追
	加された。
「防災・減災対策等	○東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等に関する地域防災計画の見直
の推進に係る留意	しに関して、i) 受援計画について、より具体的、実践的なものとなる
事項について」(平	よう十分留意すること、ii)広域防災応援体制に関して、近隣市町村の
成24年2月1日付	みならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協
け消防災第23号等)	定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするよ
	う要請している。
災害対策基本法の	○災害が発生した場合において、これまで応急措置に限られていた地方公
改正 (平成 24 年 6	共団体間の応援の対象を災害応急対策に拡大する規定が追加され、さら
月)	に、災害が発生した都道府県の知事が、他の都道府県の知事に応援を要
	請する場合における国による調整規定が追加されたほか、地方公共団体
	に対して、地域防災計画の策定に当たり、災害が発生した場合において、
	当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援すること
	ができるよう配慮すること、災害予防として、円滑な相互応援の実施の
#±•/// 1.1 fe/e 1// \/// 1 Å → 1	ために必要な措置を講ずるよう努めることが追加された。
防災対策推進検討	○i)災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が円滑に行われるよう、

法律等	受援に関する記載等
会議最終報告	<u>応援先・受援先の決定</u> 、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的
(平成 24 年 7 月 31	な方策を各地方公共団体において構築すべきである、ⅱ)地方公共団体
日)	や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、
	応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互
	応援体制の確立を図るべきであるとされている。
消防庁防災業務計	○地域防災計画の作成の基準の一つとして記載されていた「広域防災応援」
画の修正(平成 24	<u>についての規定が、「広域防災応援及びその受入れ」についての規定に</u>
年2月及び同年11	<u>修正</u> され、地域防災計画に定める「広域防災応援の受入れの迅速かつ円
月)	滑な実施に必要な事項」の例示として <u>「応援受入手順」の追加等</u> が行わ
	れた。

注)「震災対策の推進に関する行政評価・監視-災害応急対策を中心として-結果に基づく勧告(総 務省、平成26年6月)」の記載を基に整理した。

2 地方公共団体における受援計画の策定状況

「震災対策の推進に関する行政評価・監視〜災害応急対策を中心として〜勧告(概要)(総務省、 平成26年6月)」によると、平成25年3月末における受援計画を策定済の地方公共団体は、調 査対象とした都道府県の約4割、市町の1割強となっている。

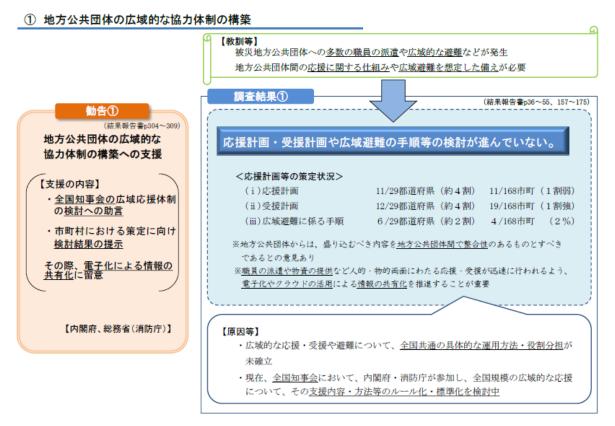


図 1 地方公共団体における受援計画の策定状況

出所)「震災対策の推進に関する行政評価・監視〜災害応急対策を中心として〜勧告(概要)(総務省、平成 26 年 6 月)」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000298444.pdf

3 受援計画の内容

国内における受援計画を見ると、大きく以下の2つのタイプに分類される。

- ①一般的なタイプ
- ②神戸市タイプ

3.1 一般的なタイプ

- ・緊急消防援助隊(消防)や広域緊急援助隊(警察)、DMAT (医療)、自衛隊、物資調達(自治体連携等)等の公的機関からの受援を対象として、i)応援先・受援先の指定、ii)応援・受援に関する連絡・要請の手順、iii)災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、iv)応援機関の活動拠点、v)応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定めている。
- ・記載内容(様式等を含め)の多くは、従来の地域防災計画等でも整理されており、受援に特化 した再整理や新たな事項の追加を行っている。
- ・このタイプでは、個々の業務レベルに注目するのではなく、応援側となる公的機関等の各主体 や内容に注目して、主体等の別に受援のフレームワークを定めている。

```
(1) 緊急消防援助隊の活動に必要な場所の指定 ・・・・・・ 14
                一 目 次 一
                                         第1章 総論

    1 草 総論

    1 計画の目的

    2 計画の位置づけ

    3 基本的な考え方

    4 本県の受援体制

    (1) 県災害対策本部

                                         (1) 知事への応援要請 ・・・・・・・・・・ 15
                                         (3) 緊急消防援助隊の応援決定通知 ・・・・・・・・ 15
                                        4 活動体制の確立
                                         (2) 消防応援活動調整本部 ・・・・・・・・・・・・・・・
                                         5 拠点施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
     災害対策本部等の活動
    緊急消防援助隊の受入れ
    (2) 県現地災害対策本部
(3) 市町村災害対策本部
                                         7 活動内容の調整
                                         (3) 迅速出動への対応 ・・・・・・・・・・ 17
    (1) 広城応援に関する基本原則 (2) 調整体制の構築 (2) 調整体制の構築
                                        6 消防活動

      (2) 情報収集及び報告
      18

      (3) 消防活動の指揮
      18

   8 応援活動体制の確保
    応収估動作剤の確保
(1) 拠点の確保
(2) 通信・連絡手段の確保
(3) 進入ルートの調整
                                         7 活動修了
    第4章 自衛隊
  第2章 警察災害派遣隊
   1 要請手続き

    委前十級で
    20

    (1) 連絡員の派遣依頼
    20

    (2) 災害対策本部内指揮・連絡所の設置
    20

    (3) 市町村の派遣要請の把提
    20

    (4) 派遣要請
    21

                                         受入体制の確保
                                         (1) 活動内容等の調整 ・・・・・・・・・・・ 22

    (1) 活動拠点の確保
    12

    (2) 活動拠点の開設
    12

                                       第5章 医療救護活動
   1 用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・ 24
                                          事前の準備
                                         (1) 被災状況等の把握 ・・・・・・・・・・・ 25

      (1) 資機材、物資等
      12

      (2) 燃料の補給
      12

                                        3 応援要請

      (1) DMATの派遣要請
      25

      (2) 救護班 (医療チーム) 等の派遣要請
      26

      4 DMAT、救護班 (医療チーム) 等の受入れ

  第3章 緊急消防援助隊
   1 用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14
   2 事前準備
  (2) DMATの受入れ ・・・・・・・・・・ 27
                                                  一 目 次 一
  (3) 救護班 (医療チーム) 等の受入れ ・・・・・・・・ 28
 資料編
                                     <総論>
                                         広域医療搬送活動の実施
  (1) 広域医療搬送活動の概要 ・・・・・・・・・・ 28

    (2) 航空搬送拠点臨時医療施設の運営
    29

    (3) 傷病者の搬送手段
    29

                                         拠点施設の一覧
                                           「選出拠点 2
活動拠点 3
災害拠点病院 10
 7 核護班 (医療チーム) 等の活動体制の維持、活動の終了
(1) DMATについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(2) 枚護班 (医療チーム) 等について ・・・・・・・・30
                                         8 医薬品血液製剤の確保・受入
                                     (1) 医薬品 ・・・・・・・・・・ 30
  (2) 血液製剤 ・・・・・・・・・・・・・・ 30
                                     第6章 物資調達
  事前の準備
 <緊急消防援助隊>
                                      2-1 緊急消防援助隊応援要請系統図 ・・・・・・・・・ 18
                                         指揮体制及び連絡体制
                                         ア 受入時 ・・・・・・・ 19
イ 消防活動時 ・・・・・・・ 20

    イ 清約活動時
    20

    2 - 3 緊急消防援助除進出拠点一覧(県指定)
    21

    2 - 4 緊急消防援助隊開係連絡先
    22

    イ 連絡調整担当
    22

    ウ 関東ブロック代表消防機関
    22

    2 - 5 代表消防機関・同代行一覧
    23

 3 集積場所の確保

      (1) 直送原原則
      35

      (2) 受入拠点の確保
      35

      (3) 民間倉庫の活用
      35

                                      2-6 主な様式
                                         (1) 輸送手段 ・・・・・・・・・ 35
  (2) 自衛隊への緊急搬送の要請 ・・・・・・・・ 36
第7章 自治体の広域連携
                                     <自衛隊>
 1 事前の準備
                                     3-1 【例文】災害派遣について(要請) ・・・・・・・・ 35
 2 応援要請手続き
                                     <九都県市>
                                      4-1 応援要請書 ・・・・・・・・・・・・・・ 40
  <関東地方知事会>
                                                                        (以下、省略)
```

図 2 受援計画の目次例(神奈川県)

出所)神奈川県災害時広域受援計画(平成26年3月)

```
目 次
<はじめに>
<広域受援計画>
    基本的な事項
  T
       基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
     経費負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
     5
  Ⅱ 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊等の受援に関する計画
       要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 各機関の主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
       大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続・・・・・・9
応援部隊の活動拠点の確保・・・・・・・・・・・11
       応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供・・・・・11
応援部隊への支援・・・・・・・・・・12
      (市町村の活動拠点候補地)・・・・・・・・・・・・・13
  Ⅲ 物資の受援に関する計画
       要旨・・・・・・・・・・・・・・2 4
物資調達の概要・・・・・・・・・2 5
       物資調達に関する県及び市町村の活動・・・・・・・2
中部9県1市等に対する応援要請・・・・・・27
       国に対する応援要請・・・・・・・・・・・・2 7

義援物資の取扱・・・・・・・・・2 7
     (岐阜県広域物流拠点「一時集積配分拠点」)・・・・・・・29
  IV 県広域防災拠点について
       県広域防災拠点の指定について・・・・・37
その他活用が可能な県有施設・・・・43
災害時応援協定に基づき活用が可能な施設・・・・44
     3 災害時応援協定に基づ
チェックリスト&様式集
      アエップリスト スペキュ 美

の応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト・・・4 6

○物変の集積拠点として活用する場合のチェックリスト・・・4 7

○様式1 活動拠点・一時集積配分拠点開設報告書・・・・50

○様式3 事務引継書・・・・5 1
     東海地震対策について・・・・・・・52
  VI 東南海・南海地震対策について・・・・・・54
```

図 3 受援計画の目次例(岐阜県)

出所)岐阜県災害時広域受援計画(平成27年2月改訂版)

```
1. 広域防災拠点受援計画について.....
1.1 計画策定の目的 .....
1.2 国、他都道府県、市町村との連携.....
1.3 東南海・南海地震等大規模災害が発生した場合の対応.....
1.6 応援要員等への後方支援...... 3
2. 広域防災拠点について.....
2.2 広域防災拠点の運営....... 5
2.3 広域防災拠点の活動要領....... 8
3. 広域防災拠点の活動内容について.....
3.1 災害医療活動に係る計画......14
4.4 災害時におけるヘリコプター発着予定地......57
4.9 広域防災拠点要員名簿.......69
```

図 4 受援計画の目次例(和歌山県)

出所)和歌山県広域防災拠点受援計画(平成24年4月)

I 敦助活動、消火活動等に係る計画 1 要旨 6 2 敦助活動、消火活動等 6 (1) 県及び市町の活動概要 6 (2) 東海地震発生後の敦助・敦急関係省庁への要請等の手続 8 (3) 活動拠点へ誘導するための情報提供 11 (4) 緊急輸送活動 11 (5) 航空管制等 12 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12	(2) 県及び市町の活動概要 (3) 緊急物資の搬送 (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱
② 基本方針 1 I 敦助活動、消火活動等に係る計画 1 要旨 6 2 教助活動、消火活動等 6 (1) 県及び市町の活動概要 6 (2) 東地陸競発生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 8 (3) 活動脱点へ誘導するための情報提供 11 (4) 緊急輸送活動 11 (5) 航空管制等 12 II 医療活動に係る計画 13 2 広域医療機送活動の概要 13 (1) 広域医療機送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療機送活動の概要 14 (4) 広域膨送脱点の運営 17 (5) 広域制送脱点の運営 17 (5) 広域制送脱点の運営 17 (5) 広域制送脱点の変質 19 (1) 教護班曼入活動の概要 19 (1) 教護班曼入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する原接要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県本町の最近の最近の要入 19 (1) 教護班曼入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する原接要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領〉	(1) 物資調達の概要 (2) 県及び市町の活動概要 (3) 緊急物資の搬送 (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
対助活動、消火活動等に係る計画	(2) 県及び市町の活動概要 (3) 緊急物資の搬送 (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
対助活動、消火活動等に係る計画	(2) 県及び市町の活動概要 (3) 緊急物資の搬送 (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
1 要旨 6 2 教助活動、消火活動等 6 (1) 県及び市町の活動概要 6 (2) 東海地震発生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 8 (3) 活動拠点へ活動 11 (4) 緊急輸送部動 112 (5) 航空警制等 12 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 II 医療活動に係る計画 13 2 広域医療搬送活動の概要 13 (1) 広域医療機送活動の概要 14 (3) 広域医療機送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要者を対し 17 (5) な域域が受力が必要の報りのの数 19 (1) 数離が受力があの概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (正域受援計画活動要領 19 (本域・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動	(3) 緊急物資の搬送 (4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
1 要旨 6 2 教助活動、消火活動等 6 (1) 県及び市町の活動概要 6 (2) 東海地震発生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 8 (3) 活動拠点へ活動 11 (4) 緊急輸送部動 112 (5) 航空警制等 12 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 II 医療活動に係る計画 13 2 広域医療搬送活動の概要 13 (1) 広域医療機送活動の概要 14 (3) 広域医療機送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要諸・17 (5) 広域機送拠点をでの要者を対し 17 (5) な域域が受力が必要の報りのの数 19 (1) 数離が受力があの概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (正域受援計画活動要領 19 (本域・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動・大き動	(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送 (5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 義援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 数助活動、消火活動等 (1) 県及び市町の活動概要 (2) 東海地震発生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 (3) 活動拠点へ誘導するための情報提供 (4) 緊急輸送活動 (5) 航空管制等 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 【「 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 【「 (7) 【 医療活動に係る計画 1 要旨 13 2 広域医療検送活動の概要 13 (1) 広域医療検送活動の実施 16 (4) 広域施送拠点までの患者胎送 18 3 非破災都追免原からの救護班の受入 19 (1) 救護班受人活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (4) 東岸	(5) 空港を使用した緊急物資の搬送 3 養援物資の取扱 輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 数助活動、消火活動等 (1) 類及び市町の活動概要 (2) 東海地震発生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 (3) 活動配点へ誘導するための情報提供 (4) 緊急輸送活動 (5) 航空管制等 (6) 活動配点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 【 I 医療活動に係る計画 1 要旨 13 2 広域医療搬送活動の概要 14 (3) 広域医療搬送活動の概要 14 (3) 広域医療機送活動の実施 16 (4) 広域機送阻点の連営 17 (5) 広域機送阻点の連営 17 (5) 広域機送阻点の連営 17 (5) 広域機送阻点の連営 17 (1) 数議班受入活動の概要 19 (1) 数議班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 【 広域受援計画活動要領 19 【 本語・「大きないなどの表情を表現 19 (3) 県、市町の最活動 19 (3) 県、市町の最活動 19 (5) 概要 30 (6) 概要 30 (7) 表現に対する応援を表現 19 (7) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対する応援を表現 19 (5) に対する応援を表現 19 (6) 概要 30 (7) 表現に対する応援を表現 19 (7) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対する応援を表現 19 (7) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対する応援を表現 19 (8) 表現に対するに対するに対するに対するに対するに対するに対する対するに対するに対するに	
(1) 県及び市町の活動概要 (2) 東洋地震性生後の教助・教急関係省庁への要請等の手続 8 (3) 活動拠点へ誘導するための情報提供 11 (4) 緊急輸送活動 11 (5) 航空管制等 12 [1] 医療活動に係る計画 12 [1] 医療活動に係る計画 13 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 [1] 1	輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続 (3) 活動拠点へ誘導するための情報提供 11 (4) 緊急輸送活動 11 (5) 航空管制等 12 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 II 医療活動に係る計画 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域搬送拠点すでの患者搬送 18 3 非被災部道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (1) 救護が受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 I 教助活動、消火活動等に係る要領 1 E 警旨 31 I 医療活動に係る要領 37 I 測防庁の応援活動 37 I 測防庁の応援活動 37 I 医療活動に係る要領 76 E 医療子ム及び救護班の生活維持 76	輸送活動に係る計画 1 要旨 2 緊急輸送ルートの概要 (1) 陸上輸送ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 緊急輸送活動 11 12 「(5) 航空管制等 12 「(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 「(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 「(6) 活動に係る計画 13 2 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の概要 14 (3) 広域医療搬送活動の運管 16 (4) 広域搬送拠点の定簿 16 (4) 広域搬送拠点の定簿 17 (5) 広域搬送列点。すでの患者搬送 18 3 非被災都道府県からの教護班の受入 19 (1) 教護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 「19 「一根要」 31 2 警察庁の応援活動 31 い衛省の応援活動 31 い衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 71 「国際活動に係る要領 19 医療活動に係る要領 76 医療活動に係る要領 76 医療活動に係る要領 76 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び教護班の生活維持 76	1 要旨
(5) 航空管制等 (6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 II 医療活動に係る計画 1 要旨 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域搬送地点の運営 17 (5) 広域搬送地点の運営 17 (5) 広域搬送地点の運営 17 (5) 広域搬送地点の運営 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 II 教助活動、消火活動等に係る要領 31 要旨 31 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 1 II 医療活動に係る要領 1 要旨 76 医療チーム及び救護班の生活維持 76	1 要旨
(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告 12 ** I 医療活動に係る計画 1 要旨 13 2 広域医療搬送活動の概要 13 (1) 広域医療機送活動の概要 14 (3) 広域医療機送活動の実施 16 (4) 広域搬送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点すで患者搬送 18 3 非被災部道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 第 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 第 (4) 対域受援計画活動要領 19 (5) 本語の検護活動 19 (7) 表現の情報を表現しています。 30 II 教助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 5 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 1 II 医療活動に係る要領 76 医療チーム及び救護班の生活維持 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	1 要旨
I 医療活動に係る計画 1 要旨 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域股送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点をでの患者搬送 18 3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 【 救助活動、消火活動等に係る要領 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 I 医療活動に係る要領 18 I 医療活動に係る要領 76 I 要旨 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
1 要旨 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点での患者搬送 18 3 非被災都道府県からの教護班の受入 19 (1) 教護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応域要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (
1 要旨 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点での患者搬送 18 3 非被災都道府県からの教護班の受入 19 (1) 教護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応域要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 ((1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送 ルート (3) 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
1 要旨 13 2 広域医療搬送活動 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点での患者搬送 18 3 非被災都道府県からの教護班の受入 19 (1) 教護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応域要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 ((1) 陸上輸送ルート (2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送 ルート (3) 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
2 広域医療搬送活動の概要 13 (1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市司及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域搬送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点までの患者搬送 18 3 非被災都追向県からの救護班の受入 19 (1) 敦護班号入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市司及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市司及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 敦助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 I 医療活動に係る要領 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	(2) 航空基地から最零りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート (3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最零りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送 ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
(1) 広域医療搬送活動の概要 13 (2) 県、市司及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域搬送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点までの患者搬送 18 3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市司及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市司及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から展寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送 ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
(2) 県、市町及び医療機関の活動概要 14 (3) 広域医療機送活動の実施 16 (4) 広域機送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点での患者搬送 18 3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 19 《広域受援計画活動要領》 19 【 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 1 運転保守庁の支援活動 71 【 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	ルート 3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
(3) 広域医療搬送活動の実施 16 (4) 広域搬送拠点の運管 17 (5) 広域搬送拠点の運管 17 (5) 広域搬送拠点までの患者搬送 18 3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 敦護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応域要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 敦助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	3 県の活動概要 (1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
(4) 広域搬送拠点の運営 17 (5) 広域搬送拠点はでの患者搬送 18 3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 I 医療活動に係る要領 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	(1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
3 非被災都道府県からの救護班の受入 19 (1) 救護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 〈広域受援計画活動要領〉 ⑥ 概要 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	(1) 道路を使用する場合 (2) 航空基地を使用する場合
(1) 敦護班受入活動の概要 19 (2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 敦助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び敦護班の生活維持 76	(2) 航空基地を使用する場合
(2) 全国知事会に対する応援要請 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 19 (3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 (5) 県 市町及び医療機関の活動概要 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 II 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
(3) 県、市町及び医療機関の活動概要 19 《広域受援計画活動要領》 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救機班の生活維持 76	(3) 港湾を使用する場合
 ◇ 広域受援計画活動要領> ③ 概要 30 I 救助活動、消火活動等に係る要領 1 要旨 31 2 警察庁の咆援活動 31 3 防衛省の咆援活動 37 4 消防庁の咆援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 1 要旨 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76 	
I 敦助活動、消火活動等に係る要領 1 要旨 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 1 要旨 76 2 医療チーム及び敦護班の生活維持 76	
1 要旨 31 2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 II 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
2 警察庁の応援活動 31 3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 Ⅲ 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 Ⅲ 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び教護班の生活維持 76	
3 防衛省の応援活動 37 4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 Ⅲ 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び教護班の生活維持 76	
4 消防庁の応援活動 48 5 海上保安庁の支援活動 71 Ⅲ 医療活動に係る要領 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
5 海上保安庁の支援活動 71 I 医療活動に係る要領 1 要旨 76 2 医療チーム及び救護班の生活維持 76	
1 要旨	
2 医療チーム及び救護班の生活維持	
3 非被災都道府目からの保健師の番3	
3 非版文即是加索のうの体隆即の支入	
4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等 78	
Ⅲ 物資調達に係る要領	
1 要旨 88	
2 物資の需給見込 88	
Ⅳ 輸送活動に係る要領	
1 要旨 93	

図 5 受援計画の目次例(静岡県)

出所) 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画(平成21年5月修正)

次 目 第1編 受援計画編 第2章 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-3 第3章 都道府県による応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5 第6章 防災ボランティアの受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-14 第2編 応援計画編 第3章 職員の県外派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4 第4章 市町村等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7 第5章 職員の県内派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8 第6章 義援物資の送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-10

図 6 受援計画の目次例(岩手県)

出所) 岩手県災害時受援応援計画(平成26年4月)

	緊急消防援助隊新潟市受援計画目次
第1章 総	фы
	- ''
	目的 ••••••••••1
	用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	た 援要請の手続き
	応援要請要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	応援要請時の主な連絡先・・・・・・・・・・・3
	情報連絡方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・3
第3章 指	計算体制及び通信運用
1	指揮命令体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2	無線運用体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第4章 応	万投部隊の活動等
1	緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート ・・・・・・6
2	進出拠点への連絡体制 ・・・・・・・・・・・・・・6
3	指揮支援部隊長等への対応 ・・・・・・・・・・・・・6
4	ヘリコプター離着陸可能場所 ・・・・・・・・・・6
5	燃料補給体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6	水利状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7	補給体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
8	野営可能場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・6
9	資機材の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
10	救急医療機関 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
11	地理の情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
12	緊急消防援助隊の活動終了 ・・・・・・・・・・7
第5章 そ	一の他
1	緊急消防援助隊活動経費の負担 ・・・・・・・・・7
附 則	
	H = 4557 P = 17 M (0.000)

図 7 受援計画の目次例 (@@@@)

出所)緊急消防援助隊新潟市受援計画(平成19年4月)

3.2 神戸市タイプ

- ・神戸市災害受援計画では、緊急業務や経常業務を対象として、業務ごとに受援の適・不適を各部署と共に判断して「支援を要する業務(緊急業務118業務、経常業務12業務)を選定し、業務ごとに「受援シート」及び「業務フロー」を作成している。
- ・受援の相手先として、公的機関だけでなく、民間(一般ボランティア、専門職ボランティア、 企業、NPO・NGO、地域住民等)も候補としている。
- ・業務レベルだけでなく、受援で全庁的に中心的な役割を果たす「応援受入本部」の設置や、職員の研修等に関しても災害受援計画の中で記載している。また、過去の教訓に基づき、「費用負担」に係る基本的な考え方も記載している。

神戸市災害受攪計画 (概要版)

1. 総則

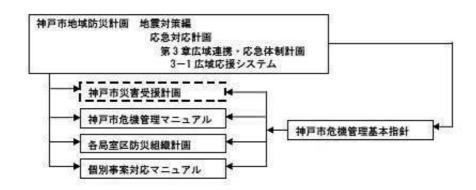
1-1 計画の目的

本計画は、阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、 支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としてまとめておく ことで、大規模災害時に、市みずからの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多 方面からの支援を最大限活かすことを目的としている。

1-2 計画の位置づけ

(1) 地域防災計画との関係

受援計画は地域防災計画の下位計画として、地域防災計画に定められている業務の進め方を前提 に、応援を受ける業務を対象として、それぞれのフロー等を「応援要請」「応援受入」「応援終了」 という流れを中心に具体的に定め、地域防災計画から独立した計画として策定した。



(2) 関西広域連合との関係

関西広域連合では、大規模広域災害発生時における応援要請の集約、配分等の全体調整や関係機関・団体との連絡調整などの手引きとなる「関西広域応援・受援実施要綱」を平成 24 年度に策定した。この要綱では、①応援要員の派遣、②物資及び資機材の供給、③避難者及び傷病者の受入等の応援・受援を行う際の標準的な体制や活動の内容・手順等が定められている。

神戸市としては、被災住民に直接対応して業務を担う市町の立場で、応援を受ける側のより具体的な計画として受援計画を策定した。

1-3 計画の対象

本計画では、神戸市地域防災計画が対象としている自然災害(地震・風水害)及び大規模事故等を対象として、まずは地震について計画を策定することとした。その中で地震の想定は、阪神・淡路大震災クラスの直下型地震とした。

また、対象期間は、混乱が予想される発災時から1か月を目安とし、復興期がピークとなる業務についても、1か月以内にスタートする業務については、計画の対象とした。

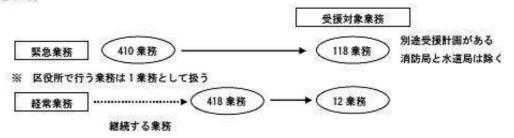
1-4 計画の発動時期

他の自治体から先遺隊が派遣されてくることも想定して、「市内で震度6弱以上の地震発生」の場合には、計画を自動的に発動することとし、「市内で震度5(強・弱)の地震発生」の場合には、災害対策本部本部員会議で検討する。

1

1-5 受援対象業務の選定

本計画では、各部・区本部における受援対象業務として、地域防災計画に記載している災害時特有の 緊急業務だけでなく、経常業務も含めている。特に経常業務については、全て洗い出し、それらの業務 を3つに分類(①中止する業務、②各担当課で対応可能な業務、③支援を要する業務)する作業を行い 選定した。



1-6 受援計画を構成する要素(4つの視点)

阪神淡路大震災で支援を受けた受援側の経験・教訓、東日本大震災で支援した支援側の経験・教訓などを踏まえて、受援計画を策定するにあたって以下の4つの視点を重視した。

(1) 情報処理

支援側が迅速かつ効果的に活動するためには、受接側からの情報提供が必要であるため、初動時において、各部・区本部は各所管の被害状況及び職員の被災状況等を速やかに災害対策本部に報告する。あわせて、それぞれの部署で完結できる業務についても報告する。

災害対策本部はこれらの情報を集約して関係自治体等に情報発信し、また各先遺隊に情報提供する。さらに、個々の業務においては、会議・ミーティング・引継ぎ等を重要視することによって情報共有体制を確立する。

(2) 指揮調整

支援側がスムーズに活動を行うことができるよう、明確な指示を行うために、受援側に指揮命令 系統を確立しておく必要がある。業務ごとに指揮命令者以外に受援に関する応援受入本部との調整 や応援職員等に対する指示や連絡等を行う受援担当者を定めることとし、業務の継続性を維持する ために指揮命令者、受援担当者それぞれ正副2名以上定めることとした。

また、受援担当者を中心として、支援者が高いモチベーションで活動できる環境づくりに努める こととした。

(3) 現場対応環境

実際の災害現場で活動するために必要な、拠点としての執務スペースの確保や、応援職員等が土 地勘がなく業務に不慣れであっても対応できるように、地図(フリガナ付き)や資料、資機材、業 務フロー、マニュアルなどを活用して活動体制を整備するとともに、市職員とペアで活動する体制 作りも行う。

また、支援側は自己完結が原則となっているが、不可能な場合もあるので、支援側に携行を要請する品目をリストアップしておく一方で、必要最低限の食料、飲料水、待機場所及び駐車場等は応援を要請した担当部で準備しておく。

なお、宿舎については、各部所管の施設を一元管理し、野営地や駐車場については、災害時空地 管理システムを利用して必要とする担当部に割振りする。

(4) 民間との協力関係づくり

大規模災害時には、民間(ボランティア・NPO・企業等)の力を最大限活用し、行政と民間が お互いの得意分野を活かして役割分担することが効率的である。各部・区本部の業務において、そ の性質を考慮して民間に協力を得られる業務を選別(避難所運営、備蓄物資の搬出・運搬、廃棄物 処理、仮設トイレの設置など)し、これに基づいて、被災者に対して効率的、効果的な対応を可能 とするため、事前に協定等を結んだり、業務委託を行う。

1-7 応援受入本部

支援を受けるパターンとして次の3つが考えられる。①業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、 担当する各部が直接応援要請する場合、②災害対策本部が協定等に基づき応援要請する場合、③他の自 治体等からの自主的な応援(先遣隊派遣も含む)

このうち①については、各担当部が受入の窓口となり、②③については、災害対策本部が受入の窓口となるが、災害対策本部内の混乱を避け、受入を効率的に行えるよう、応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を災害対策本部内に設置し、外部からの問合せ先を明確にし、一元化する。

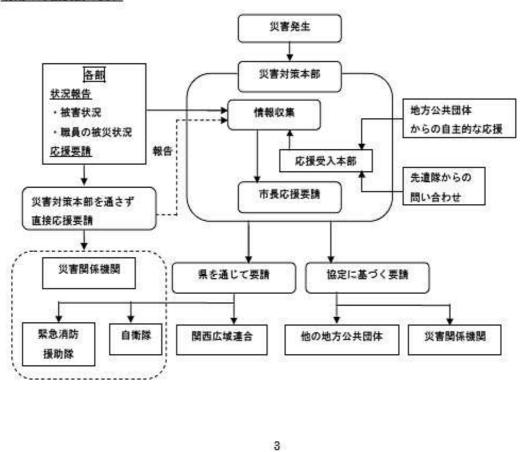
主な役割は以下のとおりである

- ①応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口
- ②担当部が不明確な業務について、関係する各部・区本部への取次ぎ
- ③応接自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整

さらに、災害対策本部と連携して以下の役割がある

- ①定期的な全体調整会議の開催
- ②応接受入に伴う、業務間における調整
- ③各部・区本部からの要請に基づく応援要請
- ④宿舎・野営地など各部・区本部間における資源の調整
- ⑤被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信

初動の応援要請の流れ



1-8 費用負担

協定に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の 輸送費等については、概ね被応援市町が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定める通 りとする。協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町 に負担を依頼する。

2. 対応計画(直下型地震編)

2-1 計画の内容

総則に基づき、支援を要する業務を迅速かつ効率的に対応するために、業務ごとに業務フローと受援 シートを作成し、対応計画としてまとめた。支援を要する業務は、各局室区で確認した結果、緊急業務 のうち「避難所運営業務」「被災建築物応急危険度判定」「義援金品関連業務」「り災証明書の発行業務」 「被害家屋調査」など 118 業務と経常業務のうち「大規模小売店舗立地法」、「学校施設の管理・保全」 など 12 業務のあわせて 130 業務とした。

ただし、消防局は「神戸市消防受援計画」、水道局は「神戸市水道局危機管理対策マニュアル」に基づいて対応する。

2-2 災害想定

阪神・淡路大震災クラスの直下型地震を災害想定として、震源地、発生時期、発生時間を平成7年の 地震と同様にした。ただし、北区、垂水区、西区の区役所業務に関してのみ、東灘区~須磨区の被害(人 的被害、建物被害)の平均値を被害想定とした。

2-3 職員の出勤率

阪神・淡路大震災の資料を基に当日(約40%)、2日目(約60%)、3日目(約70%)、9日目以降(約90%)とした。

2-4 受援シート

受援シートでは、支援を要する業務ごとに、受入れに必要な事項や支援する側に事前に知っておいて もらいたい事項などを記載したものである。記載している項目は、以下の通りである。

①応援者の行う具体的な業務	⑦その他必要資機材の有無
②応接者に求める具体的な職種・必要資格・経験等	⑧業務の詳細な内容を定めたマニュアル
③情報収集・共有体制	⑨民間の受入れの可否
④正副の指揮命令者・受援担当者	⑩協定の有無
⑤執務スペースの有無	⑪連絡先や必要人数などの特記事項
⑥地図・資料の有無	

2-5 業務フロー

業務フローでは、受援体制を明確にするために、応援要請から応援受入、応援終了に至るまでのそれ ぞれの段階で必要な事項を確認するとともに、受援シートに記載されている項目をチェックリスト方式 で確認できるようにした。

	■緊急業務 □経常業務	ピーク時期
受援シート【作成例】	神戸市地域防災計画 地震対策編応急対応計画 第 12 章	■ 初動対応期 ■ 応急対応期 □ 復旧復興初動期□ 該当なし
(業務名) 被災建築物点	<u>に急危険度判定</u> (担当)	果) 都市計画総局安全対策課
応援者の行う具体的業務	被災建築物の応急危険度判定を行	· 5.
応援者に求める 具体的な職種・必要資格	被災建築物応急危険度判定士とし けた者。	して都道府県知事等の認定を受
■会議・ミーティング (5	の他) 実施前)被災状況、判定調査方法、4	
■朝礼・終礼 (5	実施後)判定結果、被災状況に関する 	る新たな情報の共有
Ⅲ 指揮調整体系指揮命令者(正) (副)安全対策課長 安	受援担当者 (正) 全推進係長 建築指導部課長	(副) 級・係長級 担当者
 Ⅲ 現場対応環境 執務スペース □有 ■無(検討中) □無(不要) 地図・資料 ■有 □無(検討中)□ペア 	(場所) (内容) 判定実施区域及び実施対	対象建築物の確認のため、住宅地
□無(不要)	図等を使用	
■有 □無(検討中) 判別	定用資機材 (調査表、ステッカ	計中) 疲災状況によっては資機材の支援 要請もあわせて行う
0 20 0 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	マニュアル ((財) 日本建築防災協会 度判定 実施本部業務マニュアル	○発行) ②の締結先(検討中も含む)
□可 □一般ボラン ■一部可 □ ■専門職ボラ □不可 □企業 □NP □その他(地	ティア ■有 ンティア □無 (検討中) ①・NGO □無 (不要) 議	畿被災建築物応急危険度判定協 会(兵庫県(支援本部)から他自 体及び民間判定士へ協力要請)
物の中で全壊が 10%以上)の 判定士 2名で 1チーム、1チー 26,000 棟÷15 棟×2 人=のべ	月、内閣府発行)「②地域の危険度 区域を住宅地図と照合し、被害棟数 ーム1日あたり15棟判定を行う。 ※約3,500人 指導部安全対策課 322-5596(内線	26,000 棟と算出。
	5	

スタート時期 ■ 初動対応期 □ 応急対応期	(被災建築物応急危険度判定 - 1) _{受援シートに関する項目の確認}
□ 復旧復興初動期 □ 該当なし	受援シートに関9 る項目の確認
1. 業務実施に必要な情報の準備	→ 指揮命令者の確認→ 執務スペースの確保
□ 被害状況の把握、情報収集	□ 地図・資料の確認
□ 判定実施の場合、実施本部・判定拠点	□ その他資機材の確認
の設置	□ 業務マニュアルの確認 ②-P2~6
□ 判定実施計画の策定(必要人数、期間、	
区域、資機材等の把握)	
2. 応援要請	応援者の行う具体的業務の確認
□ 応援要請の必要性を判断	□ 応援者に求める具体的な職種・必要資格
□ 応援要請を決定	の確認 □ 受援担当者の確認
□ 判定実施計画に基づいて要請内容を確	□ 文仮担当句の確認 ②-P6 業務マニュアルの確認 ②-P6
認し、兵庫県(支援本部)へ応援要請	協定の締結先の確認
3. 応援隊の活動環境の確保	■ 執務スペース □ 執務スペース □ 地図・資料の準備
□ 兵庫県(支援本部)に応援内容	□ <u>地図・資料</u> の準備 □ その他資機材の準備
(可能人数、資機材等)を問合せ	□ 業務マニュアルの確認 ②-P7
□ 執務・作業スペース、資機材等の確保	
□ 宿舎、食料等の準備□ 実施本部・判定拠点までの交通手段の	
確認(必要に応じて駐車場等の確保)	
□ 実施本部・判定拠点から調査区域まで	
の輸送等の手配	
4. 応援の受入れ	応援者の行う具体的業務の確認
	□ 応援者に求める具体的な職種・必要資格
□ 応援受付、名簿リスト作成	(判定士登録証)の確認 □ 業務マニュアルの確認 ②-P7~8
□ 丘庫県(支塔大部)に調達内索和生	DK127 1 2 / /- V/18-BO (6)-11-10
□ 兵庫県(支援本部)に調達内容報告	
□ 兵庫県(支援本部)に調達内容報告	

	(被災建築物応急危険度判定-2)
5. 受援中の業務□ 判定調査方法等のガイダン□ 判定業務実施、結果の集計	
6. 応援の終了□ 判定業務終了の判断□ 兵庫県(支援本部)へ業務	■ 業務マニュアル ②-P10 5終了の連絡
7. 応援終了後の業務 □ 判定結果の集計 □ 住民等からの相談対応	□ 情報収集・共有体制 □ 業務マニュアル ②-P10~11
	7

図 8 受援計画の概要(神戸市)

出所) 神戸市災害受援計画(概要版)(平成25年3月)

平成27年6月25日に中林委員にヒアリングをした際に、災害廃棄物処理に係る各自治体の「不足量」と「支援余力」の突合をし、どのレベル(県内市町村間、都道府県間)の応援が必要となるかを事前に把握しておくことの必要性について指摘があった。

主要な巨大地震を対象として政府が作成する「具体的な応急対策活動に関する計画」では、食料等の物資や対応要員等に関して、想定する巨大地震が発生した場合の被害(政府の被害想定調査結果に基づく)を基に、各都道府県での「不足量」または「支援余力」を推計し(市区町村レベルでの推計を積み上げて算出)、受援側(進出拠点等も特定)と支援側の対応付けを行っている。

このため、広域的な受援と支援の突合に係る参考として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を対象として、「具体的な応急対策活動に関する計画」の概要を整理した。

4.1 具体的な応急対策活動に関する計画の位置づけ

参考として、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の位置づけを以下に整理する。他の主要な巨大地震を対象とした計画も、同様の位置づけである。

この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(以下「具体計画」という。)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議)第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。

出所) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(全体)(平成27年3月3 0日、中央防災会議幹事会)

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助•救急、消火等

◎重点受援県以外の37県の広 域応援部隊の派遣(最大値)

: 1.6万人 : 1.7万人 自衛隊 : 11万人 等

◎航空機620機、船舶470隻

医療

◎DMAT(登録数1,323チーム) に対する派遣要請、陸路・空 路参集、ロジ支援、任務付与

◎被災医療機関の継続・回復 支援(人材,物資・燃料供給等)

◎広域医療搬送、地域医療搬 送による重症患者の搬送

九州地方

物資

◎発災後4~7日に必要な救援 物資を調達し、被災府県の拠点 へ輸送

水:応急給水46万m³ ・食料:7200万食 • 毛布:600万枚

・おむつ:480万枚

・簡易トイレ等:5400万回 等

燃料

◎石油業界の系列を超えた供 給体制の確保

◎緊急輸送ルート上の中核SS 等への重点継続供給

◎拠点病院等の重要施設への 要請に基づく優先供給

高知県、大分県、宮崎県

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、 防災拠点

◎人員・物資の「緊 急輸送ルート」を設 定、発災時に早期通 行確保

◎各活動のための 「防災拠点」を分野 毎に設定、発災時に 早期に確保

広揺 巨大地震でも被害が 想定されない地域 **P** 巨大地震では被害が 後方支援 想定されている地域 4 害 2 4.45 重点受援県 割 3 中部地方 Ty 割 近畿地方 静岡県、愛知県、三重県、和歌 山県、徳島県、香川県、愛媛県、 割

【被害規模の目安】

具体計画のポイント

①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野での タイムラインと目標行動を設定(例224hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等) ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

四国地方

具体計画の位置づけ



○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第4条に規 定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の災害応急対策活動 の具体的な内容を定める計画

○科学的に想定し得る最大規模の津波・地震(南海トラフ巨大地震)を想定して策定するもの。これより も被害規模が小さい場合においても柔軟に対処できるよう、今後検討。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(抜粋 具体計画関連) (平成26年3月28日中央防災会議決定)

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

○ 南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災 害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。

○ このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、 防災拠点等を具体的に定める計画(以下「具体計画」という。)をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な 災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画と するものとする。

第4節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

○ 国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関 する事項を具体計画に定めておくものとする。

○ また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し 具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行 動計画を定めておくものとする。

第6節 膨大な傷病者等への医療活動

○ 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

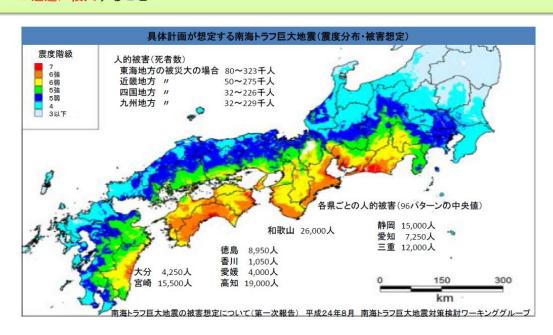
第7節 物資の絶対的な不足への対応

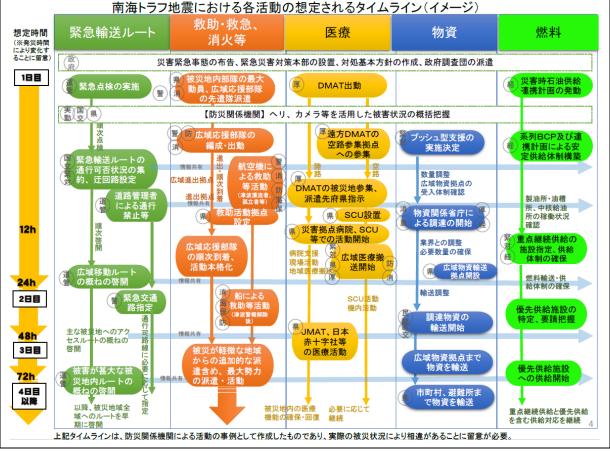
○ 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール の明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等 を具体計画に定めておくものとする。



具体計画の目的

- (1)発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- (2)被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的か つ迅速に投入すること





南海トラフ地震における緊急輸送ルート計画の概要

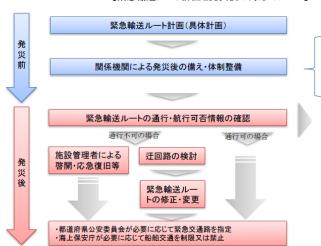


趣旨 · 概要

○緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。

〇これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、<mark>通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都</mark>道府県警察による<mark>交通規制(緊急交通路の指定等)のオペレーションを一体的かつ効率的に実施</mark>

【緊急輸送ルート計画と発災後の対応のフロー】



- ・発災時の優先点検路線の選定
- ・発災時の人員配置計画の作成
- ・発災時のTEC-FORCE活動計画の作成
- ・車両・船舶・資機材の事前配置
- ・民間事業者・ボランティアの確保
- 訓練の実施

発災直後から、定期的に緊急災害対策 本部へ集約

救助・医療・緊急物資関係省庁等へ情報 を伝達

現場における円滑な災害応急対策の実施

5

南海トラフ地震における救助・消火活動等に関する計画の概要

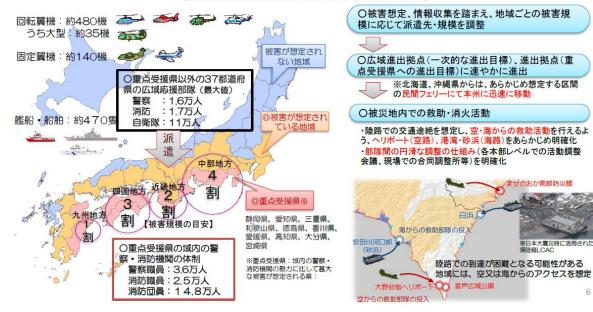


ろ 閣 作

趣旨・概要

〇南海トラフ地震による甚大な被害に対して、発災直後から、被災府県内の警察・消防は最大限の動員にするとともに、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣部隊(以下「広域応援部隊」という。)を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】



南海トラフ地震における医療活動に関する計画の概要



趣旨 · 概要

〇南海トラフ地震では、建物倒壊等による<mark>多数の負傷者</mark>と医療機関の被災に伴う多数の<mark>要転院患</mark> 者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状況。 〇このため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限 な対応が可能な体制の確保を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、 治療する体制を早期に構築。

【DMATの参集に関する手順】

【重症患者の医療搬送等の流れ】 遠方DMΔT 全国のドクターヘリ 全国のDMAT 第1陣:300km圏内 新千歳空港、花巻空港、 仙台空港、羽田空港等 が参集 安定化処 置等のための機能 被災都府県内 被災都府県外 北海道、東北、関東 傷病者 医療機関 原則 の発生 の被災 空路 継続·回 陸路 復支援 参集 重症者 陸路参集 ロジ 要転院患 患者避 空路参集拠点(空港) 重傷者 難、搬送支援 静岡空港、名古屋飛行場、南紀白浜空港、高松空港、松山空港、熊本空港、鹿児島空港 以外 者の発生・ 高速SA/PA 支援 任務伝達 任務伝達 域内の 災害拠点病院 全国の 緊急度判定 よる病院 被災地内の災害拠点病院等 航空搬送拠点·SCU 支援等 域内の航空搬 送拠点·SCU 広域・地域医療搬送 病院支援、現場活動、地域搬送支援 SCU・機内活動に従事 等の活動に従事 航空搬送拠点SCU 都道府県DMAT活動調整本部の指揮下で活動 重症者 被災地域外 地域医療搬送を選択 広域 後方 近隣の病院へ搬送 例: 静岡空港、名古屋飛行場、高松空港、 域外の航空搬送拠点・SC Uへ搬送(広域医療搬送) 松山空港、熊本空港、鹿児島空港

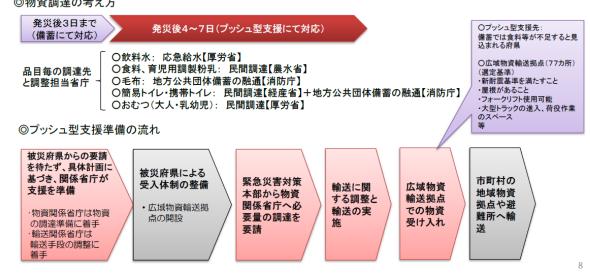
南海トラフ地震における物資調達に関する計画の概要



趣旨・概要

〇南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で<mark>備蓄している物資が数日で枯渇</mark>する一方、 発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が 低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難 ○このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達 し、プッシュ型支援で被災地に緊急輸送。(できる限り早期にプル型(要請対応型)へ切替)

◎物資調達の考え方



南海トラフ地震における燃料供給に関する計画の概要



趣旨 • 概要

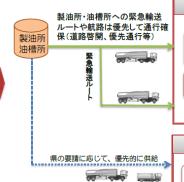
○南海トラフ地震により、太平洋沿岸部の<mark>多くの製油所・油槽所等が被災</mark>する状況にあっても、 災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要

〇このため、石油業界の<mark>系列供給網毎の系列BCPを基本</mark>としつつ、石油備蓄法に定める<mark>『災害時</mark> 石油供給連携計画』に基づく系列を超えた相互協力を行う供給体制を構築。

○緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所へのアクセス道路、航路の優先的な啓開 <mark>等により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や航空機用救助活動拠点等に対する重点継続</mark> 供給、②緊対本部の調整による重要施設、救助活動拠点等への円滑な優先供給を実現

災害時石油供給連携計画の実施勧告緊対本部設置後、速やかに経済産業大臣による

系列を超えた燃料供給体制石油業界の系列供給網毎の の構築 系列BCPを基本としつつ、



※常設給油施設がない場合又は給油 施設の損壊、不足が著しい場合の臨時 給油施設の設置手順についても記載

緊対本部の要請により、都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで重点的かつ継続 重点継続供給 的に燃料補給し、給油活動を維持



Dings.

※被災地に所在する中核給油所のうち重要なものも必要に応じて重 点継続供給を実施

緊対本部の調整により、被災府県又は所管省 優先供給 庁の要請に基づき、優先供給 災害拠点病院 災害応急対策に不可欠な重要施設の業務継続の 舎、防災関連施設等 の重要施設

救助・消火部隊の活動用燃料

南海トラフ地震における防災拠点の概要



防災拠点の分類

○広域進出拠点:災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、 各施設管理者の協力にて設定するもの

〇進 出 拠 点:広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力 にて設定するもの

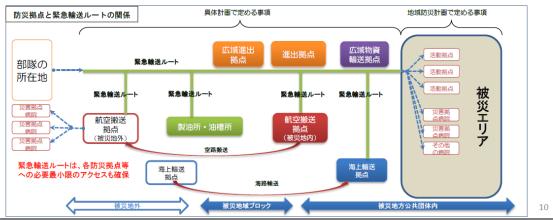
○<mark>救助活動拠点</mark>:各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村 があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの

○広域物資輸送拠点:国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に 向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの

○航空搬送拠点:広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの

○海上輸送拠点:人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの

以上のうち、救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なものを「大規模な広域防災拠点」として明確化



出所)南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要版)(平成27年3月 30日、中央防災会議幹事会)

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/